

保国発 1 2 2 8 第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

行政改革主管部（局）
行政改革主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項について

国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務等（以下「国民健康保険関係の窓口業務」という。）の民間委託に関する留意事項については、「「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項）について」（平成 1 9 年 3 月 2 8 日付け老介発第 0 3 2 8 0 0 1 号・保国発第 0 3 2 8 0 0 2 号。以下「民間委託留意事項通知」という。）でお示ししているところであるが、「公共サービス改革基本方針」（平成 2 1 年 7 月 1 0 日閣議決定）の別表（平成 1 9 年 1 2 月 2 4 日追加分）に、別添 1 のとおり国民健康保険関係の窓口業務に関する措置について記載され、別添 2 のとおり内閣府公共サービス改革推進室から市町村の出張所・連絡所等における窓口業務において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について示されているところである。

これを踏まえ、民間委託留意事項通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、各市町村保険者の事務執行にあたり、貴管内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

Ⅱの2中「なお、ここでいう「受付」とは、届け出た者の身分証等の確認や、届出書等の記載漏れがないか、添付書類が揃っているかなどの形式的な確認を含む。」を削り、①から④までを次のように改める。

(1) 各種届出書・申請書の受付

- ・届出者・申請者が、法令上、届出・申請をすることができるかどうか確認を行うこと。
- ・届出書・申請書に記載された事項が、法令上、必要な要件を満たしているかどうかの確認を行うこと。この場合、内容が不十分なときは、適宜加筆、修正等を求めること。
- ・届出書・申請書に必要な添付書類が添付されているかどうかの確認を行うこと。この場合、添付書類が不足又は不適當な場合は、適宜追完、差替え等を求めること。

(2) 被保険者台帳等への記載に関する業務

- ・市町村職員による届出書・申請書に関する判断を受けて、内容を被保険者台帳等へ記載すること。（端末の入出力の操作を含む。）

(3) 被保険者証等の作成に関する業務

- ・市町村職員による被保険者証等の交付の決定を受けて、請求者に交付する被保険者証等を作成すること。（端末の入出力の操作を含む。）

(4) 被保険者証等の引渡し業務

- ・作成された被保険者証等を窓口において請求者に手交すること。また、被保険者証等を郵便等により送付する場合において、発送のための一連の業務を行うこと。

(5) その他、事実上の行為又は補助的業務

Ⅱの3の(1)を次のように改める。

(1) 民間委託の範囲

証明書等の交付や療養費等の給付その他の市町村の処分については現行法の下では民間委託できない。

Ⅱの3の(2)中「場合には」の次に「、個人情報保護条例に、受託した民間事業者及びその従業員に対する規制を追加し、罰則の対象とするなどの必要な規定の整備を行うなど」を加え、「同様の趣旨から、住基台帳等に民間事業者がアクセスすることはできない。」を削り、「上記に掲げる個人情報で、申請書、届出書、証明書等に記載されているものについても、民間委託を行う際には、各市町村の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、当該業務の内容に応じ、証明書等の請求者の本人確認、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止、等を徹底することなどにより」を「証明書等の請求者の本人確認、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止、業務内容に限定した端末へのアクセス制限等

、委託業務の内容に応じた情報の取扱方法を定めた上で委託契約に盛り込み、民間事業者に遵守させることを徹底することなどにより」に改める。

Ⅲの3の(2)中「場合には」の次に「、個人情報保護条例に、受託した民間事業者及びその従業員に対する規制を追加し、罰則の対象とするなどの必要な規定の整備を行うなど」を加え、「このため、民間委託を行う際には、各市町村の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、当該業務の内容に応じ、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止を徹底することなどにより」を「また、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止、業務内容に限定した端末へのアクセス制限等、委託業務の内容に応じた情報の取扱方法を定めた上で委託契約に盛り込み、民間事業者に遵守させることを徹底することなどにより」に改める。